徳島市情報公開 · 個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第55号)

令和4年3月25日

徳情個審答申第55号 令和4年3月25日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会 会長 永本 能子

徳島市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく諮問について(答申)

令和3年12月27日付け行財発第50号により徳島市長から諮問のありました公文書の非公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市長が行った本件非公開決定処分(令和3年10月28日付け公園発第150号。以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年10月18日、徳島市長に対し、「平成29年6月から令和2年3月までの公園緑地課長に市議会議員が要望等を行った記録書」の公開を求め、徳島市情報公開条例(平成19年徳島市条例第1号)第5条に基づく公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。
- 2 徳島市長は、本件公開請求に対し、令和3年10月28日付けで、請求の対象とされている記録書(平成29年6月から平成31年3月までにあっては徳島市職員に対する不当な働きかけ等の防止等に関する取扱要綱(以下「要綱」という。)第6条の記録票、平成31年4月以降にあっては徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例(平成30年徳島市条例第31号。以下「公正職務執行確保条例」という。)第6条の要望等記録をいい、以下「要望等記録票」と総称する。)のうち、不当な要望等(公正職務執行確保条例第2条第4号の不当な要望等及び要綱第2条第4号の不当な働きかけをいう。以下同じ。)及び不当要求(公正職務執行確保条例第2条第5号の不当要求及び要綱第2条第5号の不当要求をいう。以下同じ。)に係る要望等記録票については、該当する要望等(公正職務執行確保条例第2条第3号の要望等及び要綱第2条第2号の要望等をいう。以下同じ。)がなかったため作成していないこと、それ以外の要望等に係る要望等記録票については保存年限を1年と定めており、令和3年3月末をもって保存年限を満了し既に廃棄済

みであることから、いずれも不存在であることを理由として本件処分をした。

- 3 審査請求人は、本件処分について令和3年12月15日、審査請求(以下「本件 審査請求」という。)をした。
- 4 当審査会における審査に際し、処分庁に対して決定理由説明書の提出を求めたところ、令和4年1月13日、同文書(令和4年1月13日付け公園発第2号)が提出された。これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたが、意見書の提出はなく、また口頭意見陳述の申立てもなかった。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求人は、本件公開請求の対象とした要望等記録票について、前市長から不 当な要望等や不当要求に該当するものが1件存在したとの証言を得て本件公開請求 を行ったにもかかわらず、本件処分を受けた。
- 2 処分庁は、本件公開請求の対象期間中に不当な要望等又は不当要求はなく、したがって要望等記録票も存在しないとしているが、当該要望等記録票については、前市長以外にも確認している者がいる。当該要望等については、不当な要望等又は不当要求に該当する要望等記録票の保存年限である5年の期間内に行われたものであるにもかかわらず、当該要望等記録票が存在しないとする処分庁の対応は公文書の隠ぺい又は紛失である。

第4 徳島市長の主張の要旨

- 1 徳島市では、職員が職務上受けた要望等について、公正職務執行確保条例の規定に基づき要望等記録票を作成することになっており、保存年限は文書取扱規程(昭和38年徳島市訓令第9号)の規定に基づき不当な要望等又は不当要求に該当する要望等を記録したものについては5年、それ以外の一般的な要望等を記録したものについては1年としている。
- 2 審査請求人が本件公開請求の対象とした平成29年6月から令和2年3月までの期間については、公園緑地課長に対する不当な要望等又は不当要求に該当する要望等はなかったため、関係する要望等記録票は作成していない。また、前市長は、自身の在任中に公園緑地課長が対応した要望等に係る要望等記録票につき不当要求に該当するものが1件あったと文書により証言しているが、具体的な要望等の日時や内容が明らかにされておらず、証言の趣旨が明らかではない。
- 3 不当な要望等又は不当要求に該当しない一般的な要望等に係る要望等記録票については、審査請求人が本件公開請求の対象とした平成29年6月から令和2年3月までの期間に係るものについては、令和3年3月末で保存年限が満了したことから、既に廃棄している。

第5 当審査会の判断

1 争点について

本件審査請求においては、徳島市長が、本件公開請求の対象となるべき公文書を保有しているかどうかが争点となる。

2 争点についての判断

本件公開請求に係る公文書が存在していないかどうかについて、当審査会では、 事務処理を担当する公園緑地課において、キャビネット内を網羅的に探すとともに、 パソコン内のデータフォルダを確認した。また、要望等を受けた際の対応及び要望 等記録票の取扱い等について、職員に聞き取りを行った。

その結果、キャビネットには本件公開請求の対象とされている平成29年6月から令和2年3月までの期間に係る要望等記録票が存在しないこと、パソコン内にも要望等記録票のデータが保存されていないことを確認した。また、公園緑地課職員の説明についても不自然な点は認められなかった。

また、実地調査とあわせて、当審査会では、本件公開請求及び本件審査請求が、要望等記録票に関するものであることから、公正職務執行確保条例を所管し、運用 状況の取りまとめ等の事務を行っている人事課に対し、本件公開請求の対象とされ ている平成29年6月から令和2年3月までの期間における公園緑地課職員が対応 した不当な要望等又は不当要求に該当する要望等の有無について、書面による調査 を実施し、該当する要望等はなかったとの回答を得た。

3 まとめ

以上のことから、本件公開請求に係る公文書が存在しない以上、徳島市長が本件 公開請求に係る公文書について不存在であることを理由として非公開としたことは、 妥当である。

第6 結論

以上の理由により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

以上

《参考1》

答申の決定に関与した委員

会 長	永本 能子
委 員	島内 保彦
委 員	真鍋 恵美子
委 員	村崎 文彦

≪参考2≫

審査会の審議経過

年 月 日	審議経過
令和3年12月27日	徳島市長から諮問書を受理した。
令和4年1月13日	徳島市長から決定理由説明書が提出された。
令和4年2月9日 (3年度第9回審査会)	審議を行った。
令和4年2月21日	実施機関において実地調査を実施した。
(3年度第10回審査会)	審議を行った。
令和4年3月4日 (3年度第11回審査会)	審議を行った。
令和4年3月25日 (3年度第12回審査会)	答申案の検討を行った。